# 仕 様 書(案)

事業名 平成27年度 知の集積による産学連携推進事業のうち、攻めの農林水産業を 支える知の集積調査推進事業

#### 第1 事業の目的

農林水産・食品分野においては、公的研究機関を中心に様々な研究開発が進められているが、民間企業による研究投資が他産業に比べ低調であり、革新的な技術の創出やその事業化が遅れ、産業技術力の強化につながっていない状況となっていることから、消費者等のニーズに従い、民間企業等の事業化を促進するための研究開発や、遺伝子工学、医療、IT、ロボット工学等異分野の革新的な技術を農林水産・食品分野へ活用する研究開発などを促す必要がある。

これらの研究開発を推進するため、農林水産業の生産現場や民間のニーズ、研究機関の持つ技術シーズを収集・把握し、同分野の高度な知見を有するコーディネーターを全国に配置するとともに、企業、大学等の「知の集積」 (注1) による産学連携の強化に向けた仕組みを検討することにより、産学官の関係機関が密接に連携した産学連携研究を促進し、早期に事業化・商品化を実現させ、農林水産・食品分野を成長産業化するため、知の集積による産学連携推進事業(以下「本事業」という。) を実施する。

### 注1;「知の集積」

大学、研究機関、民間企業の研究部門等が集積することにより、多様な知識を集めて、革新的で幅広い研究を進めていく仕組み。

#### 第2 業務の履行期間

業務の履行期間は、契約締結の日から平成28年3月31日(木)までとする。

## 第3 事業内容

- (1) 「知の集積」に係る調査・分析業務
  - ア. 国外の事例調査及び分析業務

本事例調査の結果に基づき、我が国の農林水産・食品分野を成長産業化させるために「知の集積」に取り込むべき仕組みと取り込む際の課題について分析し報告するものとする。なお、対象国は5カ国を基本とするが、委託者が追加国を3地域(ヨーロッパ(東欧・北欧含む)2地域・東南アジア1地域)程度指定できるものとする。

なお、基本調査対象国の各調査対象機関及び組織は以下のとおりとする。

a 《オランダ王国》フードバレー財団、ワーヘニンゲンUR及び中核連携 機関

- b 《ベルギー王国》フランダースバイオ及びフランダースバイオテクノロ ジー研究機関
- c 《ドイツ連邦共和国》マックス・プランク研究所及びフラウンホーファ ー研究機構
- d《シンガポール共和国》バイオポリス
- e 《大韓民国》フードポリス(国家食品クラスター事業)

各国の共通調査項目は以下のとおりとするが、調査開始前に委託者と協議の上、最終調査項目について決定するものとする。

### (ア) 参画企業に関する調査

(1) ア. に記載の各対象国の調査対象機関又は組織へ参画する企業側のメリット、参画までの経緯、その理由について調査する。また、具体的に各国研究機関等に参加するための資格、費用、知的財産の扱い及び研究減税等参加企業として享受できるメリットについて調査するものとする。

なお、調査先企業数については、調査対象国ごとに10社を下限として委託者と協議の上、決定すること。

また、調査先企業における調査対象者は、調査対象国の調査対象機関及び 組織において利用可能な共同施設等 (注2) に入居経験がある研究員等とする。 注2;共同施設等とは以下を想定する。

- a インキュベーション施設=起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設
- bオープンラボ=共同利用研究施設
- c 会員入居施設=調査対象国の調査対象機関又は組織の会員企業が研究 目的で入居する施設

### (イ) 国、地方政府、地方自治体に関する調査

公的資金拠出の方法、査定の方法、税制優遇、財団の運用方法、年間スケジュール、国・地方自治体の関わりについて、調査を実施する。

なお、大韓民国 (フードポリス) については、国が策定した中長期の展望 (ロードマップ)、生産地との連携状況について調査する。

#### (ウ) 各国調査対象機関及び組織における調査

今後10年先を見据えた中長期の研究テーマや研究成果の取り扱い、会員 企業と非会員企業との扱いの違い、定期的な情報発信方法、各国研究支援機 関及び組織の抱えるコーディネーター(ファシリテーター)の人材確保の方 法・育成方法・略歴・給与を含めた待遇面について調査する。

また、実際にコーディネーター(ファシリテーター)がマッチングをする ことにより、具体的に商品化し売上増などの成功させた事例を各国10例を 下限として調査する。

## (エ) 各国調査対象機関及び組織での人材育成に関する調査

コーディネーター及び次期コーディネーター候補に対する人材育成、待遇 面について調査する。

### イ. 国内の事例調査及び分析業務

以下の調査項目は例示であり、調査開始前に委託者と協議の上、最終調査項目について決定するものとする。

#### (ア) クラスター政策に関する事例調査

経済産業省の産業クラスター政策 (注3) や、文部科学省の知的クラスター創生事業 (注4) に関して、農林水産・食品分野において成功した事例・失敗した事例、課題を抽出し、整理する。整理の結果、産業クラスター政策、知的クラスター創生事業について、それぞれ3カ所ずつ実際に現地でクラスター形成における課題などの聞き取り調査を実施するものとする。

なお、クラスターに関する発行済みの論文・報告書に記載している事項とそれ以外の事項を明確に区別できるよう引用文献等の注釈を確実に記載すること。(発行済み論文・報告書をつなぎ合わせるだけ等の報告書は不可とする。) 注3:産業クラスター政策

経済産業省が平成13年より地域の中堅中小企業・ベンチャー企業が大学、研究機関等のシーズを活用して、産業クラスター(新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位を持つ産業が核となって広域的な産業集積が進む状態)を形成し、国の競争力向上を図るもの。

#### 注4:知的クラスター創生事業

文部科学省が平成14年より地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学をはじめとした公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システムのこと。具体的には、人的ネットワークや共同研究体制が形成されることにより、核をなす公的研究機関等の有する独創的な技術シーズと企業の実用化ニーズが相互に刺激しつつ連鎖的に技術革新とそれに伴う新産業創出が起こるシステム。

## (イ) 6次産業化事業に関する事例調査

食品産業クラスター (注5) や、これに類する取り組みを行っている地域について、農林水産・食品分野において成功した事例・失敗した事例、課題等を抽出し、整理する。

なお、整理の際には、クラスターに関する発行済み論文・報告書に記載されている事項とそれ以外の事項を明確に区別して整理すること。(発行済み論文・報告書をつなぎ合わせるだけ等の報告は不可とする。)

#### 注5:食品産業クラスター

地域の食材、人材、技術等の資源を有効に結びつけ、新たな製品、新たな販路、新たな地域ブランド等を創出することを目的とした集団。この食品産業クラスターの形成を推進することにより、地域の食品産業と農林水産業との連携の促進、ひいては我が国の食料自給率の向上と食料の安定供給を図ることが期待される。

#### ウ. 技術開発動向調査及び市場動向調査

農林水産・食品産業へ転用できる優れた技術の開発動向及び市場予測に基づく 技術普及見込みについて調査するとともに、あわせて「知の集積」についての要 望や参画する場合の意向調査を実施する。

技術の開発動向については、農林水産・食品産業へ転用でき、5~10年後に商品化・事業化できる優れた技術であり、特許取得されているもののみならず、各研究機関ごとに存在する潜在的な研究シーズについても面談による聞き取り調査を実施すること。

また、市場動向調査に関しては、各調査対象機関が市場予測に基づき5~10年後に目指している商品化・事業化の戦略とあわせて「知の集積」の場所に関する希望、「知の集積」へ参加する場合の要望内容についても調査し、整理すること。

なお、 $a.\sim c.$  における調査対象機関と1 調査対象機関における聞き取り調査数については委託者と協議の上最終決定する

#### a. 農林水産省所管の独立行政法人等

農林水産省所管の独立行政法人である農業・食品産業技術総合研究機構、国際 農林水産業研究センター、水産総合研究センター、森林総合研究所、農業生物資 源研究所、農業環境技術研究所及び委託者が指定するその他機関に対して、5~ 10年後に商品化・事業化できる研究シーズに関して聞き取り調査を実施する。 なお、聞き取りの相手方は、各機関において中長期で研究戦略を立案している 部署の責任者とし、面談形式で聞き取るものとする。

#### b. 大学・高専・他省庁所管研究独法・公設試等

国立大学法人、国立高等専門学校機構所管工業高等専門学校、公立大学法人、 私立大学、農林水産省所管外の研究独立行政法人、地方自治体所管の公設試験場 等10機関に対して、5~10年後に商品化・事業化できる研究シーズに関して 聞き取り調査を実施する。

なお、対象機関は委託者と協議のうえ決めるものとし、各機関において中長期 で研究戦略を立案している部署の責任者に対して、聞き取るものとする。

また、各調査対象機関が有する共同利用施設等の有無についても調査・整理すること。

### c. 民間企業

民間企業の調査にあたっては、事前に $5\sim10$ 年後商品化・事業化できる研究シーズに関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえ調査対象企業を200社選抜し、聞き取り調査を行うものとする。

なお、アンケート調査の内容及び聞き取り調査の対象企業は委託者と協議のう え決める。聞き取りの相手方は、各社において中長期で研究戦略を立案している 部署の責任者とし、面談形式で聞き取るものとする。

## エ. コーディネート人材の確保調査及び意向調査

研究開発の段階から産学が密接に連携し、早期に成果を実現できるよう支援するコーディネーターを確保するため、コーディネーターに適した人材をリスト化するとともに、「知の集積」に協力する意思があるかの意向調査する。その意向調査の方法については委託者との協議の上、実施するものとする。

## オ. ニーズ把握調査及び分析業務

農業の現場や技術普及の現場において抱えるさまざまな問題点、課題を把握し、農林水産・食品産業分野や異分野業種の革新的な研究シーズ、休眠状態の研究シーズを商品化・事業化に結びつけるために必要な課題を抽出し分析の上、「知の集積」への研究プラットフォームで活用可能な検討リストを作成するものとする。

調査対象は農業者や普及組織50機関を下限とし、委託者と協議して決めること。

## カ. 「知の集積」で活用可能な他省庁の関連施策の調査及び分析業務

「知の集積」において活用可能である、他省庁における起業化、事業化等の施策や公的資金等(以下「施策・公的資金等」という。)を調査・分析し、報告するものとする。

なお、7月までに既存の施策・公的資金等の調査をした上で、平成27年度予 算政府原案決定後の変更や新たな施策・公的資金等についても、追加調査するこ と。

### キ. その他

「知の集積」の基本構想案作成のため(ア)~(カ)に附帯する業務を実施する。

#### (2) 「知の集積」に向けた基本構想案のとりまとめ業務

(1)の「知の集積に係る調査・分析業務」の調査結果を踏まえ、論点を整理した上で、ア〜イの検討業務を実施するものとする。

## ア. 検討委員会の設置・運営、検討委員会による分析

有識者で構成される検討委員会を設置し、基本構想案のとりまとめのための分析、検討を行う。

検討委員会は、月1~2回程度の頻度で開催することとし、検討委員として選定する有識者、配布資料、調査結果を踏まえた検討事項、当日の議事の進め方等については、委託者と協議のうえ、進めること。

なお、参考に検討事項を示せば、以下のとおり。

### 〈論点〉

- a. 「知の集積」が目指す姿、ビジョン
- b. 「知の集積」における研究プラットフォームのあり方
- c. 「知の集積」の取り扱う研究テーマ
- d.「知の集積」の具体的推進方法(連携調整方法、産学連携共同研究の推進方法、コーディネーターの関与、参加企業への支援措置、知的財産の扱い等)

# イ. 「知の集積」基本構想案の取りまとめ

(1) 「知の集積」に係る調査・分析業務における結果及び(2) ア.の検討委員会の設置・運営、検討委員会による分析における検討結果を踏まえた上で、 平成27年7月中旬までに中間とりまとめを行い、平成28年2月末日までに、 「知の集積」基本構想案のとりまとめを行う。

## (3) 普及啓発活動の実施

#### ア. 広報資料の作成

攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業の中間取りまとめを周知する広報資料を作成する。

### イ.シンポジウムの開催

「知の集積」に関する広報・周知のため、著名人による講演等を含めたシンポジウムを開催する。開催時期は、「知の集積」に係る基本構想の中間取りまとめ後とし、平成27年9月頃を予定している。シンポジウム広報用のポスター・パンフレット等を必要部数作成するとともに、各報道機関等に対し、広報ができるようにするものとする。

また、開催地は、関東地域、関西地域の 2 カ所とし、シンポジウム会場の要件としては収容人員能力 3 0 0  $\sim$  1 0 0 0 人程度の会場を想定するが、開催内容等については、委託者と協議の上進めることとする。

さらにシンポジウム終了時に参加者に対し、「知の集積」に係る基本構想の中間とりまとめに対するご意見や、想定できる研究テーマ、参加の意向等を把握するための記名式アンケートを実施する。その内容については、委託者と協議の上進めることとする。

### ウ. 技術交流展示会への出展

「知の集積」を広く周知するための活動として、新たな技術を紹介し交流を生み出すための展示会・フォーラム・フェアなどへ5件を下限として出展すること。

また、出展に際して、セミナー (講演も含む)の対応、展示用パネルの作成、広 報資料の作成、配布、アンケートなども行うこと。

なお、出展先については、委託者と協議の上、最終決定すること。

#### (4) 試行·実証

ア. 官民協議会、セミナー、ワークショップの開催

知の集積構築に向けた官民協議会を設置し、官民協議会によるネットワークを構築するとともに、研究を推進する実働部分としてセミナー、ワークショップを開催する。

なお、開催時期は、27年7月から28年2月までの間とし、開催回数は3回を下限として開催する。官民協議会のメンバーやセミナー・ワークショップで取り上げるテーマ等については、委託者と協議して決めるものとする。

また、官民協議会、セミナー、ワークショップ開催後は、参加者へアンケートを実施することにより、本格実施の際に参考となる課題を整理することとする。

なお、「知の集積」の場の本格実施に際しては、全国で業務を展開すること を想定していることから、より多くの民間企業や研究機関がセミナー・ワーク ショップに参加できるよう工夫すること。

## イ. 勉強会の実施

セミナー・ワークショップで議論した課題を、研究課題化するために、勉強 会を開催する。

本勉強会では、研究コンソーシアムを組成し、研究計画書の作成まで行うことを想定している。

## 第4 事業成果

#### (1) 成果品

成果報告書 1500部

第3の(1)の工で作成したコーディネーターリスト 1部 以下を収録した電磁的記録媒体(CD 又は DVD) 1部

- ・成果報告書の電子ファイル
- ・成果報告書の添付資料等の電子ファイル
- ・第3の(1)の工で作成したコーディネーターリストを PDF 化した電子ファイル

#### (2) 成果報告書

調査業務	項目	内容
「知の集積」に係	第3の(1)のア	国外の事例調査及び分析業務
る調査分析業務	第3の(1)のイ	国内の事例調査及び分析業務
	第3の(1)のウ	技術開発動向調査及び意向調査

「知の集積」に向 けた基本構想案 のとりまとめ業 務	第3の(1)のエ	コーディネート人材の確保調査 及び意向調査
	第3の(1)のオ	ニーズ把握調査及び分析業務
	第3の(1)のカ	他省庁関連施策調査及び分析業 務
	第3の(2)のア・イ	検討委員会の設置運営 検討委員会の議事録 「知の集積」基本構想案のとりま とめ
	第3の(3)	普及啓発活動の実施内容
	第3の(4)	試行・実証調査の実施内容

なお、全体総括編と資料編の2分冊とすること。

## (3) 事業成果の帰属等

- ア. 本事業における事業成果に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及 び所有権は、農林水産省農林水産技術会議事務局が保有するものとする。
- イ. 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物等」という。)は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ウ. 成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## (4)納入場所

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室(以下「技術会議事務局担当者」という。)

(農林水産省6階、ドア番号675)

## (5)納入期限

平成28年3月31日(木)

### 第5 その他

- 1. 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、技術会議事務局担当者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。
- 2. 事業の目的を達成するために、技術会議事務局担当者は、業務状況・進行状況 に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。
- 3. 受託者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間はもとより、契約期間後も第三者に漏洩してはならない。また、業務上知り得た個人情報につい

ては、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

- 4. 事業の目的を達成するために、業務の内容を変更する必要が生じたときなどは、技術会議事務局担当者と協議のうえ対応すること。
- 5. 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。